

(答弁書第三十七号) 昭和二十二年八月二十三日配付

内閣参甲第四三号

昭和二十二年八月二十二日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出在外同胞の本國送金小切手拂渡に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

參議院議員北條秀一君提出在外同胞の本國送金小切手拂渡に關する質問主意書に対する答弁書

外國において振出された本邦向の送金小切手の拂渡は、当該送金が千円以下で、本邦通貨を以て表示されているものに限り、且つその送金爲替が昭和二十年九月二十三日以前に本邦に到着している場合に限りこれを認めることとなつてゐる。右以外の場合においても、その拂渡を認めることについては、政府はできる限りの努力をしているが、これには更に關係方面の諒解を要することであつて、目下の状況においては現行の條件を緩和することについても、又支拂金額を増額することについても、關係方面の諒解を得ることは困難である。